



福島再生

REPORT

2

平成24年6月21日

毎週、福島を除染活動状況をお伝えします。

除染特別地域



* 1 楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域または計画的避難区域であったことのある地域

昨年12月より、環境省では福島県内11市町村の除染特別地域* 1において、本格除染を効果的に行うために必要な除染活動を先行して進めています。

対象となるのは活動の拠点となる役場や公民館などの施設、除染を行う地域にアクセスする道路、上下水道施設などの生活に必要なインフラ設備などです。

これまで大熊町のJA関連施設、田村市の集会所などの除染作業を終了。現在、楢葉町の役場周辺の公的施設、富岡町のし尿処理施設、葛尾村の宿泊施設、南相馬市の小高庁舎、川俣町の中学校、常磐自動車道のモデル事業（浪江町、双葉町、富岡町）などの除染作業を実施中です。

今後も県民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

効果的な本格除染のために。除染活動の拠点となる施設や道路を先行して除染しています。